

下水道使用料の改定について

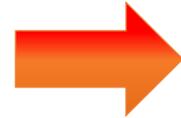
令和5年10月

令和5年度 第2回瀬戸市下水道事業経営審議会

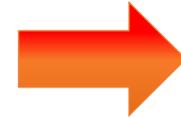
1 使用料対象経費の算定、分解及び配賦結果について

使用料対象経費の算定結果

使用料
算定期間
の設定



使用料
対象経費
の算定



使用料
体系
の設定

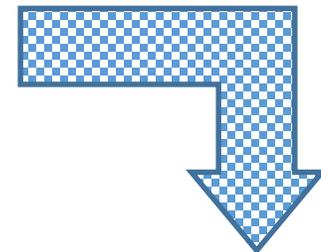
公共料金としての安定性を確保するため使用料算定期間（一般的には3年から5年程度）を設定する。

使用料算定期間内に事業を行う財源として使用料収入の必要額を算定する。

必要な使用料収入を確保するための使用料体系を設定する。

予測の確実性の観点などから
3年間に設定

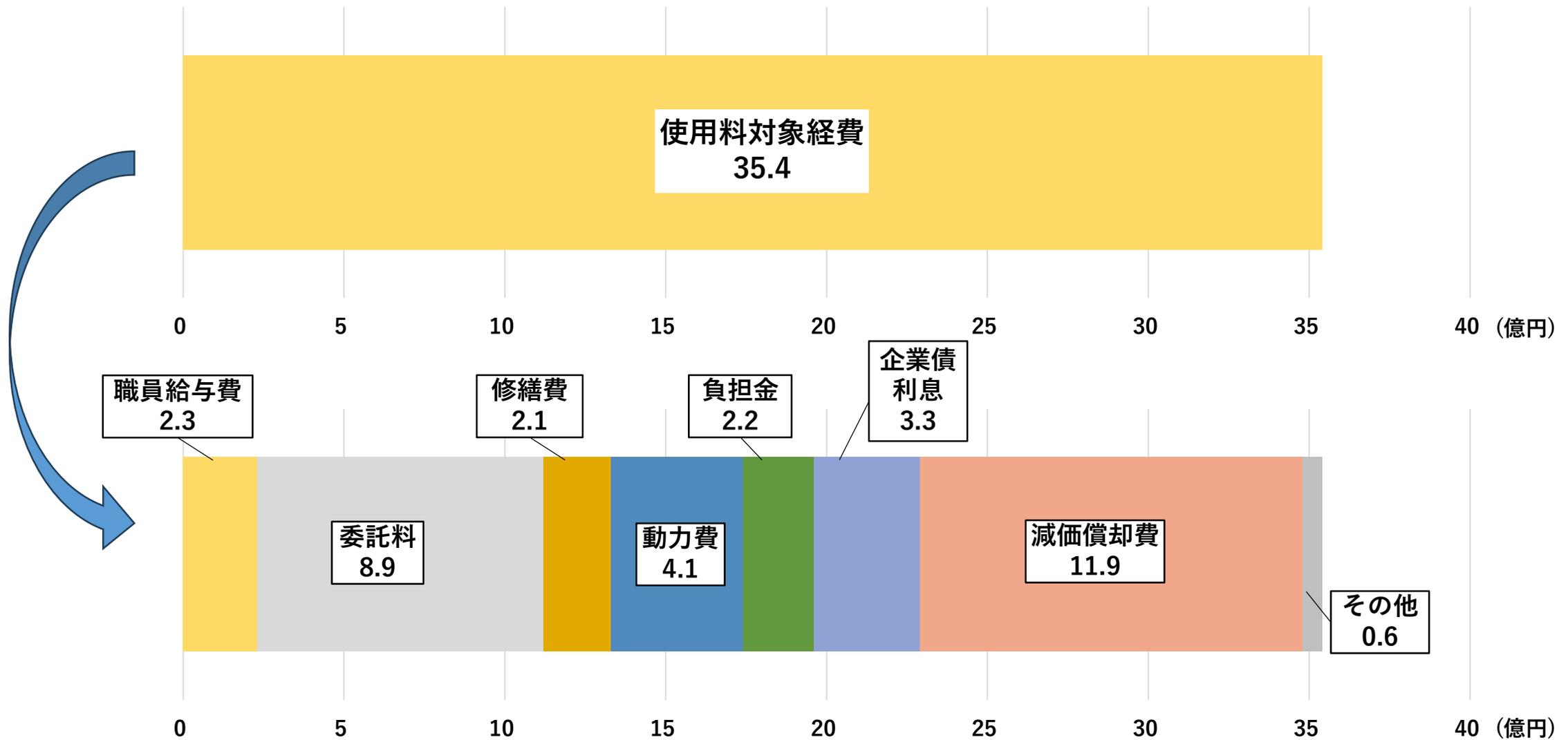
人件費の上昇、物価高騰などにより令和4年度決算と比較し
約1億円/年増加



使用料算定期間（令和6～8年度）における費用見込みと収支見込

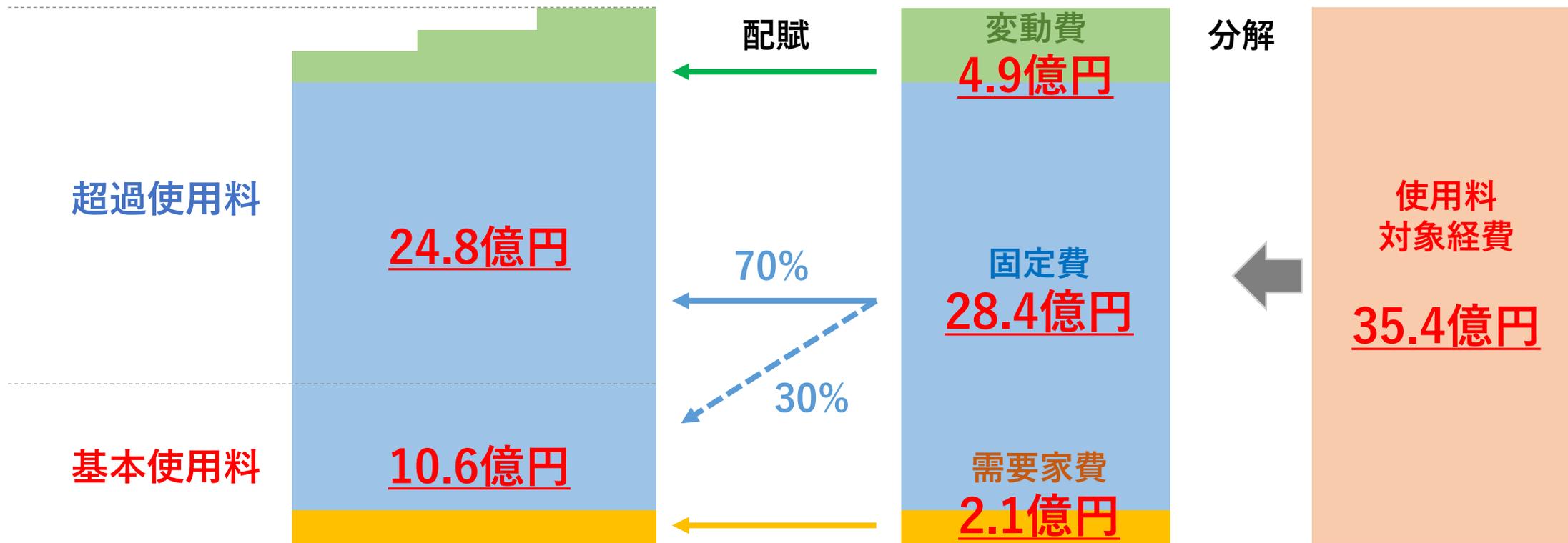


使用対象経費の内訳



使用料対象経費の分解・配賦

使用料対象経費を性質別（需要家費、固定費、変動費）に**分解**し、その性質に応じて基本使用料、超過使用料に**配賦**（割り当て）する。



変動費 ⇒ 使用水量及び使用者数の多寡に応じて変動する経費（動力費、汚泥処理費等）

固定費 ⇒ 使用水量及び使用者数の多寡にかかわらず固定的に必要とされる経費（資本費、修繕費、人件費等）

需要家費 ⇒ 使用水量の多寡にかかわらず下水道使用者数に対応して増減する経費（使用料徴収関係経費等）

2 現在の使用料体系と新しい使用料体系の検討方針

現在の使用料体系の確認

下水道使用料（1期（2か月）分）

【税抜】

用途区分	基本使用料 0～20m ³	超過使用料 21～40m ³	超過使用料 41～100m ³	超過使用料 101～200m ³	超過使用料 201m ³ 以上
一般用	1,500円	85円	95円	105円	110円
公衆浴場	900円	50円			

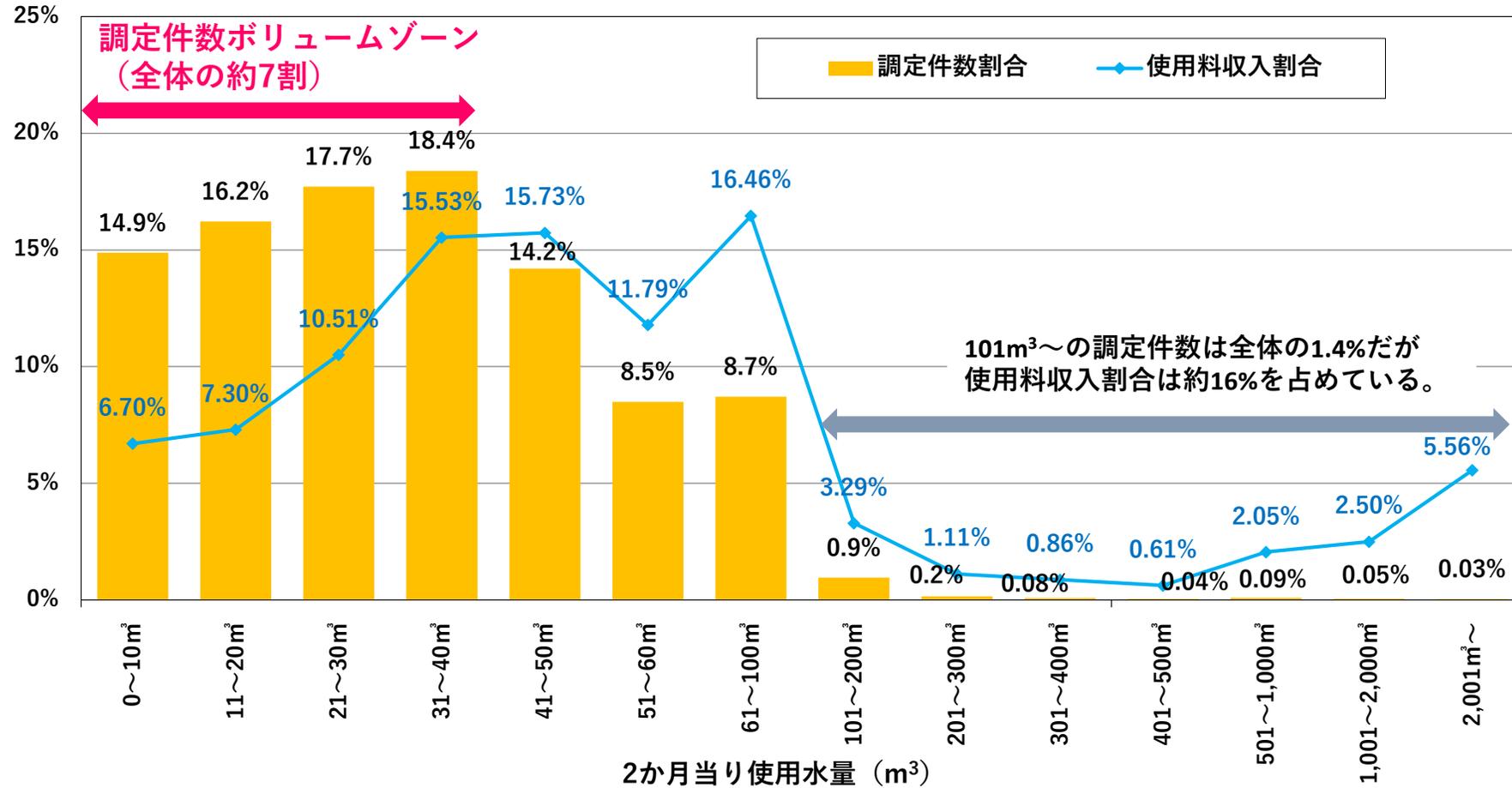
下水道使用料 使用水量「40m³/2か月」の場合

【税込】

内訳	使用水量	計算式	金額
基本使用料	0～20m ³ までの分	1,500円 × 1.1 = 1,650円	1,650円
超過使用料	21～40m ³ までの分	20m ³ × 85円 × 1.1 = 1,870円	1,870円
合計			3,520円

調定件数及び使用料収入の分布

調定件数及び使用料収入の水量区分別割合



新しい使用料体系の検討方針

検討項目	現状	検討方針
①基本水量の設定	基本水量（0～20m ³ /2か月）を設定しており、基本水量の範囲では使用量の多寡に係わらず使用料が定額となっている。	生活する上での最低限の排出量を考慮する場合でも、基本水量制ではなく対象とする水量区分について、使用料単価を抑制的に設定した従量使用料を基本使用料に加えた使用料体系とすることも有力な選択肢とされていることから 基本水量は廃止する。

検討項目	現状	検討方針
②従量使用料の水量区分の設定	現在は 4段階 の水量区分を設定している。	基本水量の廃止に伴い、従量使用料は1m ³ からとし 新たな水量区分を設定する。

新しい使用料体系の検討方針

検討項目	現状	検討方針
③従量使用料の単価の設定	使用水量が多くなるほど従量使用料が段階的に高くなる 逓増型 を採用している。	<p>基本水量の廃止に伴い新たに設定する従量使用料は、すべての使用者に影響があることを留意し抑制する。</p> <p>調定件数が多い0～40m³/2か月の従量使用料は使用料収入全体に占める割合が大きく、使用料収入に与える影響が大きいことに留意し設定する。</p> <p>大口使用者の従量使用料については一般的に需要変動が大きいため、過度に依存すべきではないことに留意し設定する。</p>

新しい使用料体系の検討方針

検討項目	現状	検討方針
④種別使用料の設定	公衆浴場用のみ設定している。	現状と同じく、公衆浴場用のみ設定し、用途の内容に鑑み 現行の使用料体系を基に一般用に準じた改定率を設定する。

3 基本使用料の設定

「下水道使用料の基本的な考え方」に基づき、基本使用料への固定費の配賦割合を**30%**として算出した基本使用料収入は**10.6億円**。
これを、使用料算定期間における調定件数**669,000**件で除すると

$$10.6\text{億円} \div 669,000\text{件} = 1,584\text{円}$$

$$\text{(計算上)} \quad 1,584\text{円} \div 1,500\text{円} \quad \text{(現状)}$$

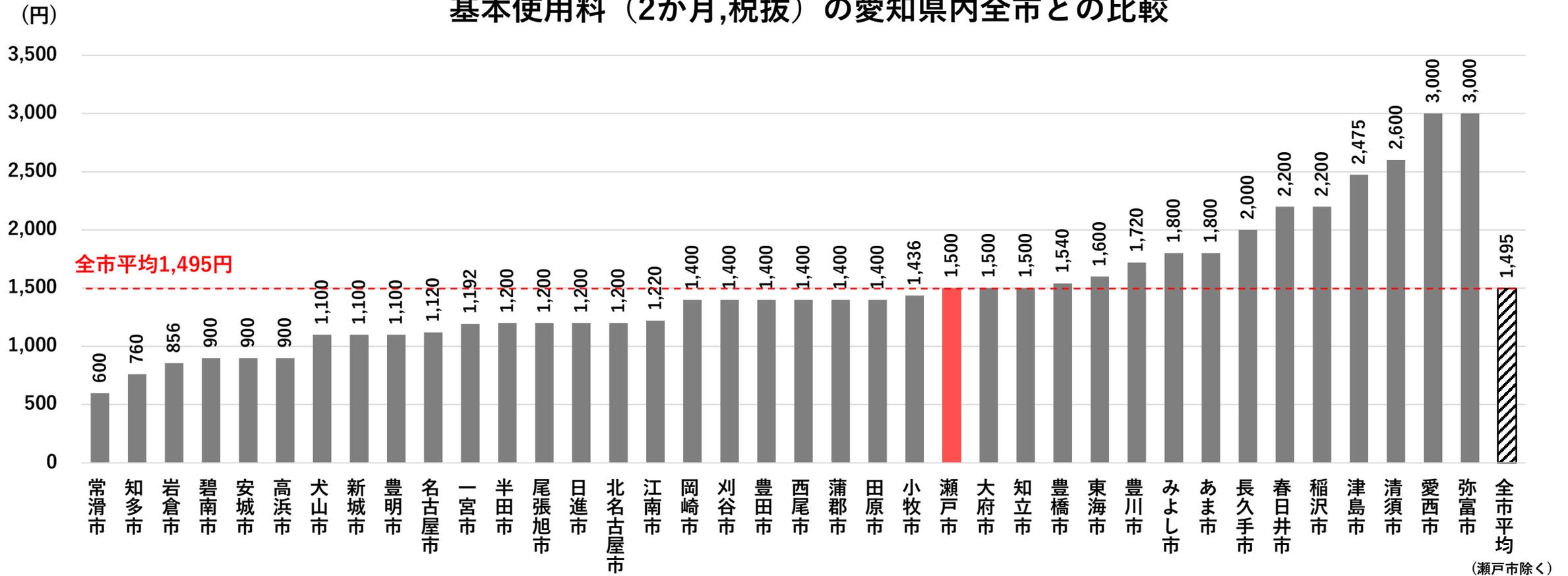
※仮に固定費の算入割合を100%とした場合の基本使用料

28.4億円 (固定費) + 2.1億円 (需要家費) = 30.5億円 [基本使用料]

30.5億円 \div 669,000件 = **4,559円**

県内の市における基本使用料の状況

基本使用料（2か月,税抜）の愛知県内全市との比較



資料：各自治体のHPより作成（2か月当りの税抜価格に換算）

基本使用料の設定（基本使用料1,500円）

基本水量を廃止し従量使用料を1 m³からとする場合、少量使用者を含むすべての使用者に影響が及び、これに加え基本使用料を引き上げるとさらに少量使用者の負担が増えることとなる。

一方で、現在の基本使用料を据え置いた場合、基本使用料への固定費の配賦割合は約30%となる。

また、**基本使用料1,500円**は県内の市と比較しても著しく低い水準とはいえない。

以上より、新しい使用料体系において**基本使用料は据え置く**こととして検討する。

4 基本水量を廃止した新たな使用料体系案

基本水量を廃止し新たな水量区分を設定した使用料体系の検討

【現行体系】

1期(2か月分) (円：税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m ³)	
一般用	1,500円 (~20m ³ まで)	—	—
		—	—
		21~40m ³	85円
		41~100m ³	95円
		101~200m ³	105円
		201m ³ ~	110円



【改定案】

1期(2か月分) (円：税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m ³)		改定率
一般用	1,500円 (~20m ³ まで)	~10m ³	40円	- %
		11~20m ³	75円	- %
		21~40m ³	140円	+65%
		41~100m ³	160円	+68%
		101~200m ³	175円	+67%
		201m ³ ~	185円	+68%

基本水量を廃止し新たな水量区分を設定した使用料体系の検討

1期（2か月）税込

【現行体系】

水量	使用料
0m ³	1,650 円
10m ³	1,650 円
20m ³	1,650 円
30m ³	2,585 円
40m ³	3,520 円
50m ³	4,565 円
60m ³	5,610 円
100m ³	9,790 円
200m ³	21,340 円



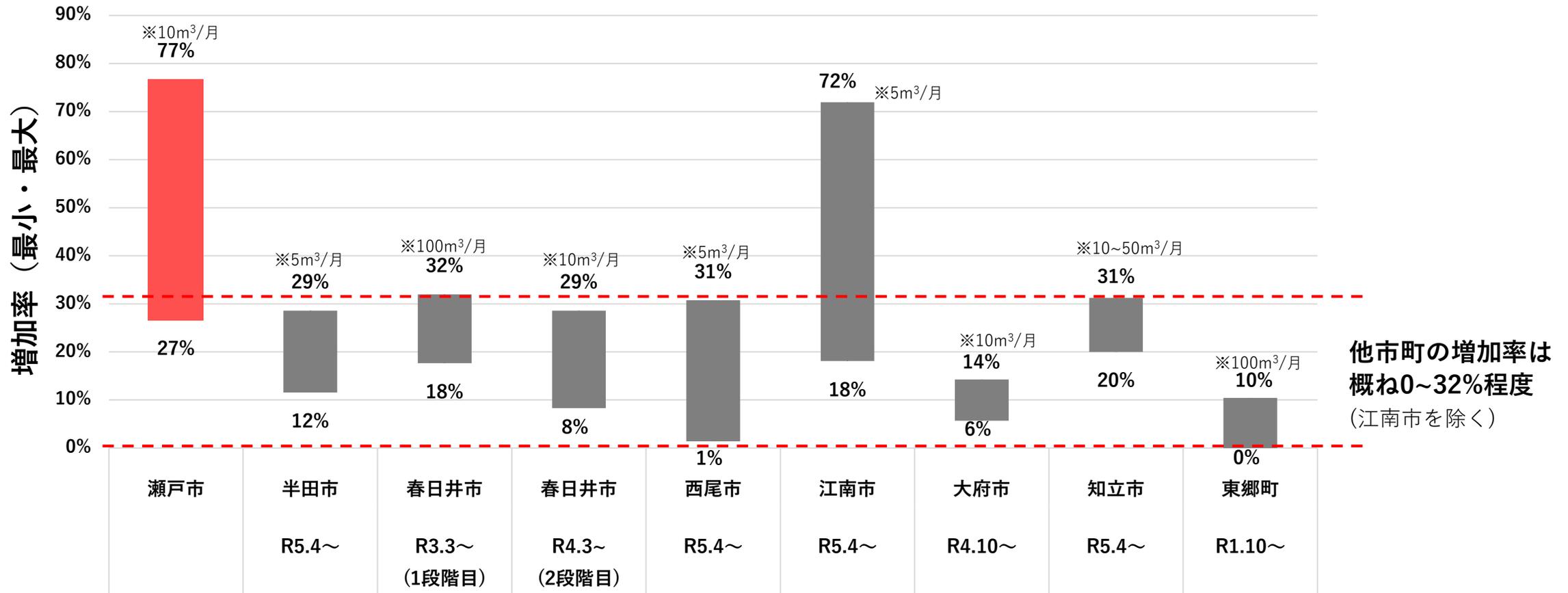
【改定案】

水量	使用料	増加額	増加率
0m ³	1,650 円	0 円	0 %
10m ³	2,090 円	+440 円	+27 %
20m ³	2,915 円	+1,265 円	+77 %
30m ³	4,455 円	+1,870 円	+72 %
40m ³	5,995 円	+2,475 円	+70 %
50m ³	7,755 円	+3,190 円	+70 %
60m ³	9,515 円	+3,905 円	+70 %
100m ³	16,555 円	+6,765 円	+69 %
200m ³	35,805 円	+14,465 円	+68 %

水量40m³/2か月の場合、1期あたりの増加額は2,475円、増加率は70%。年間では14,850円の増額。

近年、使用料改定を行った近隣市町の使用料増加率

下水道使用料改定を行った近隣市町の使用料増加率（最大・最小）



資料：各自治体のHPより作成（1か月当りの税込価格に換算）

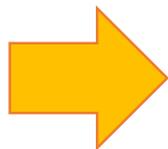
近年、下水道使用料改定を実施した近隣市町における水量区分別（5~100m³/月）の使用料の増加率をみると最大でも約30%程度となっている。

5 使用者の負担に配慮した使用料体系案の検討

経費回収率	100%	→	80%
平均改定率	66%	→	33%
使用料単価	150円/m ³	→	120円/m ³

使用者の負担に配慮した使用料体系の検討

経費回収率100%
平均改定率66%
使用料単価150円/m³



経費回収率80% (R4年度: 64.92%)
平均改定率33%
使用料単価120円/m³ (R4年度: 90.21円)



～A案～

◇新水量区分単価：10円、40円 少量 (1～20m³) 使用者の負担

～B案～

◇新水量区分単価：20円、50円 少量 (1～20m³) 使用者の負担

～C案～

◇新水量区分単価：30円、60円 少量 (1～20m³) 使用者の負担

小



大

使用者の負担に配慮した使用料体系の検討 A案

A案

【現行体系】

1期(2か月分) (円：税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m ³)	
一般用	1,500円 (~20m ³ まで)	—	—
		—	—
		21~40m ³	85円
		41~100m ³	95円
		101~200m ³	105円
		201m ³ ~	110円

【改定案】

1期(2か月分) (円：税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m ³)		改定率
一般用	1,500円 (~20m ³ まで)	~10m ³	10円	- %
		11~20m ³	40円	- %
		21~40m ³	120円	+41%
		41~100m ³	130円	+37%
		101~200m ³	140円	+33%
		201m ³ ~	145円	+32%

使用者の負担に配慮した使用料体系の検討 A案

【現行体系】

水量	使用料
0m ³	1,650 円
10m ³	1,650 円
20m ³	1,650 円
30m ³	2,585 円
40m ³	3,520 円
50m ³	4,565 円
60m ³	5,610 円
100m ³	9,790 円
200m ³	21,340 円



【改定案】

水量	使用料	増加額	増加率
0m ³	1,650 円	0 円	0%
10m ³	1,760 円	+110 円	+7%
20m ³	2,200 円	+550 円	+33%
30m ³	3,520 円	+935 円	+36%
40m ³	4,840 円	+1,320 円	+38%
50m ³	6,270 円	+1,705 円	+37%
60m ³	7,700 円	+2,090 円	+37%
100m ³	13,420 円	+3,630 円	+37%
200m ³	28,820 円	+7,480 円	+35%

↑ 調定件数ボリュームゾーン ↓

水量40m³/2か月の場合、1期あたりの増加額は1,320円、増加率は38%。年間では7,920円の増額。
 使用水量10m³の使用者の増加率は10%以下で、20m³以上の使用者の増加率は30%台となる。

使用者の負担に配慮した使用料体系の検討 B案

B案

【現行体系】

1期(2か月分) (円：税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m ³)	
一般用	1,500円 (~20m ³ まで)	—	—
		—	—
		21~40m ³	85円
		41~100m ³	95円
		101~200m ³	105円
		201m ³ ~	110円

【改定案】

1期(2か月分) (円：税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m ³)		改定率
一般用	1,500円 (~20m ³ まで)	~10m ³	20円	- %
		11~20m ³	50円	- %
		21~40m ³	110円	+29%
		41~100m ³	120円	+26%
		101~200m ³	130円	+24%
		201m ³ ~	135円	+23%

使用者の負担に配慮した使用料体系の検討 B案

1期（2か月）税込

【現行体系】

水量	使用料
0m ³	1,650 円
10m ³	1,650 円
20m ³	1,650 円
30m ³	2,585 円
40m ³	3,520 円
50m ³	4,565 円
60m ³	5,610 円
100m ³	9,790 円
200m ³	21,340 円

【改定案】

水量	使用料	増加額	増加率
0m ³	1,650 円	0 円	0%
10m ³	1,870 円	+220 円	+13%
20m ³	2,420 円	+770 円	+47%
30m ³	3,630 円	+1,045 円	+40%
40m ³	4,840 円	+1,320 円	+38%
50m ³	6,160 円	+1,595 円	+35%
60m ³	7,480 円	+1,870 円	+33%
100m ³	12,760 円	+2,970 円	+30%
200m ³	27,060 円	+5,720 円	+27%

調定件数ボリュームゾーン

水量40m³/2か月の場合、1期あたりの増加額は1,320円、増加率は38%。年間では7,920円の増額。

使用水量10m³の使用者の増加率は10%を超え、20m³、30m³の使用者の増加率は40%台となる。

また、100m³では30%、200m³では27%と大口使用者の増加率が抑えられている。

使用者の負担に配慮した使用料体系の検討 C案

C案

【現行体系】

1期(2か月分) (円：税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m ³)	
一般用	1,500円 (~20m ³ まで)	—	—
		—	—
		21~40m ³	85円
		41~100m ³	95円
		101~200m ³	105円
		201m ³ ~	110円

【改定案】

1期(2か月分) (円：税抜)

用途	基本使用料	従量使用料単価(/m ³)		改定率
一般用	1,500円 (~20m ³ まで)	~10m ³	30円	- %
		11~20m ³	60円	- %
		21~40m ³	100円	+18%
		41~100m ³	110円	+16%
		101~200m ³	120円	+14%
		201m ³ ~	125円	+14%

使用者の負担に配慮した使用料体系の検討 C案

【現行体系】

水量	使用料
0m ³	1,650 円
10m ³	1,650 円
20m ³	1,650 円
30m ³	2,585 円
40m ³	3,520 円
50m ³	4,565 円
60m ³	5,610 円
100m ³	9,790 円
200m ³	21,340 円

【改定案】

水量	使用料	増加額	増加率
0m ³	1,650 円	0 円	0 %
10m ³	1,980 円	+330 円	+20 %
20m ³	2,640 円	+990 円	+60 %
30m ³	3,740 円	+1,155 円	+45 %
40m ³	4,840 円	+1,320 円	+38 %
50m ³	6,050 円	+1,485 円	+33 %
60m ³	7,260 円	+1,650 円	+29 %
100m ³	12,100 円	+2,310 円	+24 %
200m ³	25,300 円	+3,960 円	+19 %

1期（2か月）税込

調定件数ボリュームゾーン

水量40m³/2か月の場合、1期あたりの増加額は1,320円、増加率は38%。年間では7,920円の増額。

使用水量10m³の使用者の増加率は20%、20m³の使用者の増加率は60%となる。また、60m³、100m³の使用者の増加率は20%台、200m³の使用者の増加率は19%となる。

使用者の負担に配慮した使用料体系の比較（従量使用料単価の比較）

1期(2か月分)（円：税抜）

用途	区分	現行	A案		B案		C案	
		単価	単価	改定率	単価	改定率	単価	改定率
一般用	~10m ³	-円	10円	- %	20円	- %	30円	- %
	11~20m ³	-円	40円	- %	50円	- %	60円	- %
	21~40m ³	85円	120円	+41%	110円	+29%	100円	+18%
	41~100m ³	95円	130円	+37%	120円	+26%	110円	+16%
	101~200m ³	105円	140円	+33%	130円	+24%	120円	+14%
	201m ³ ~	110円	145円	+32%	135円	+23%	125円	+14%

使用者の負担に配慮した使用料体系の比較（使用料の比較）

調定件数ボリュームゾーンの水量（10、20、30、40m³）とそれ以外の水量（50、60、100、200m³）の平均増加率を比較すると、A案はそれ以外の水量の平均増加率が高く、B案は同程度、C案はボリュームゾーンの水量の平均増加率が高くなっている。

1期（2か月）税込

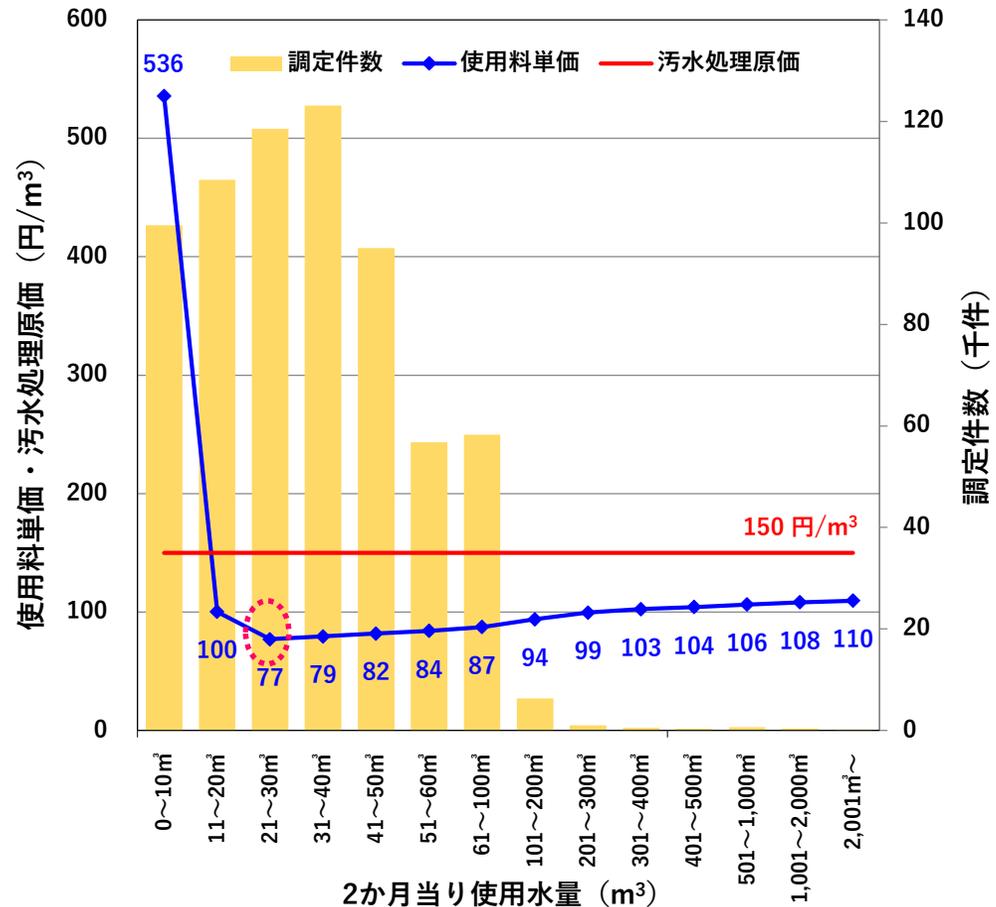
調定件数ボリュームゾーン

水量	現行	A案		B案		C案		
	使用料	使用料	増加率	使用料	増加率	使用料	増加率	
10m ³	1,650 円	1,760 円	+ 7 %	1,870 円	+13 %	1,980 円	+20 %	平均 41%
20m ³	1,650 円	2,200 円	+ 33 %	2,420 円	+47 %	2,640 円	+60 %	
30m ³	2,585 円	3,520 円	+ 36 %	3,630 円	+40 %	3,740 円	+45 %	
40m ³	3,520 円	4,840 円	+ 38 %	4,840 円	+38 %	4,840 円	+38 %	
50m ³	4,565 円	6,270 円	+ 37 %	6,160 円	+35 %	6,050 円	+33 %	平均 26%
60m ³	5,610 円	7,700 円	+ 37 %	7,480 円	+33 %	7,260 円	+29 %	
100m ³	9,790 円	13,420 円	+ 37 %	12,760 円	+30 %	12,100 円	+24 %	
200m ³	21,340 円	28,820 円	+ 35 %	27,060 円	+27 %	25,300 円	+19 %	

調定件数、使用料単価及び汚水処理原価の比較

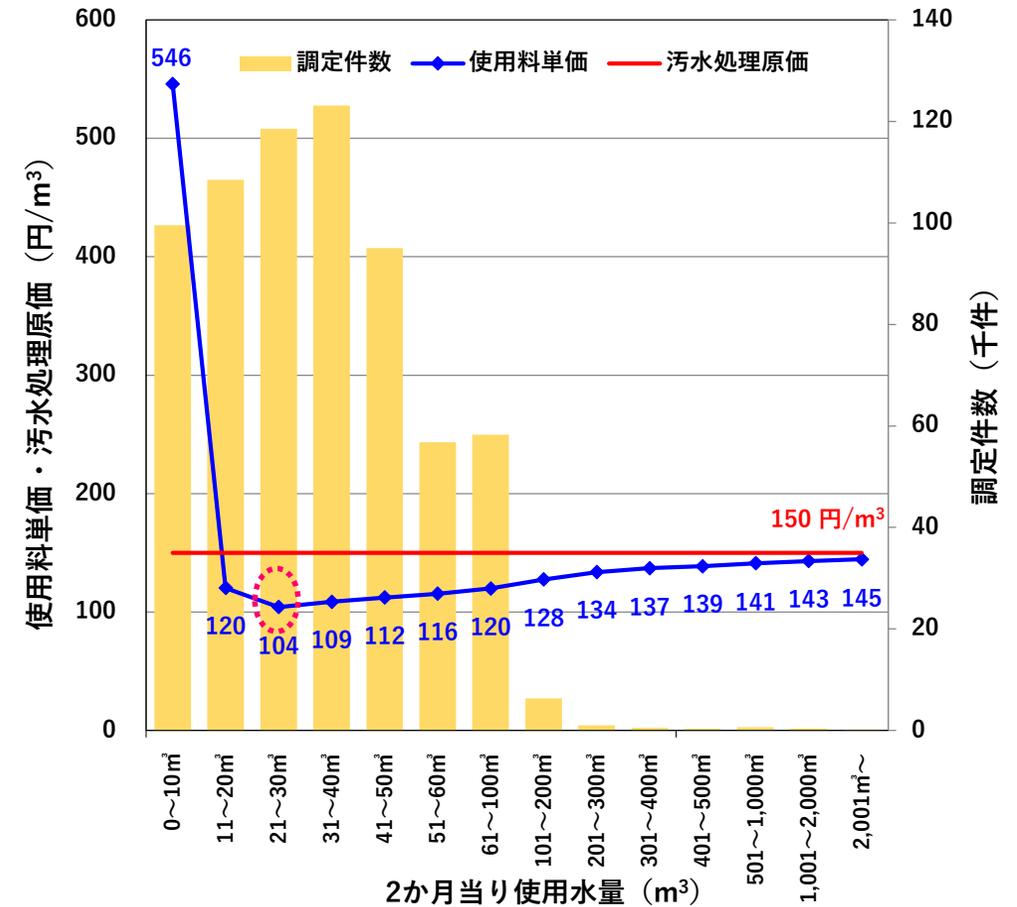
【現行体系】

水量区分別の使用料単価と汚水処理原価の比較



【改定案】 A

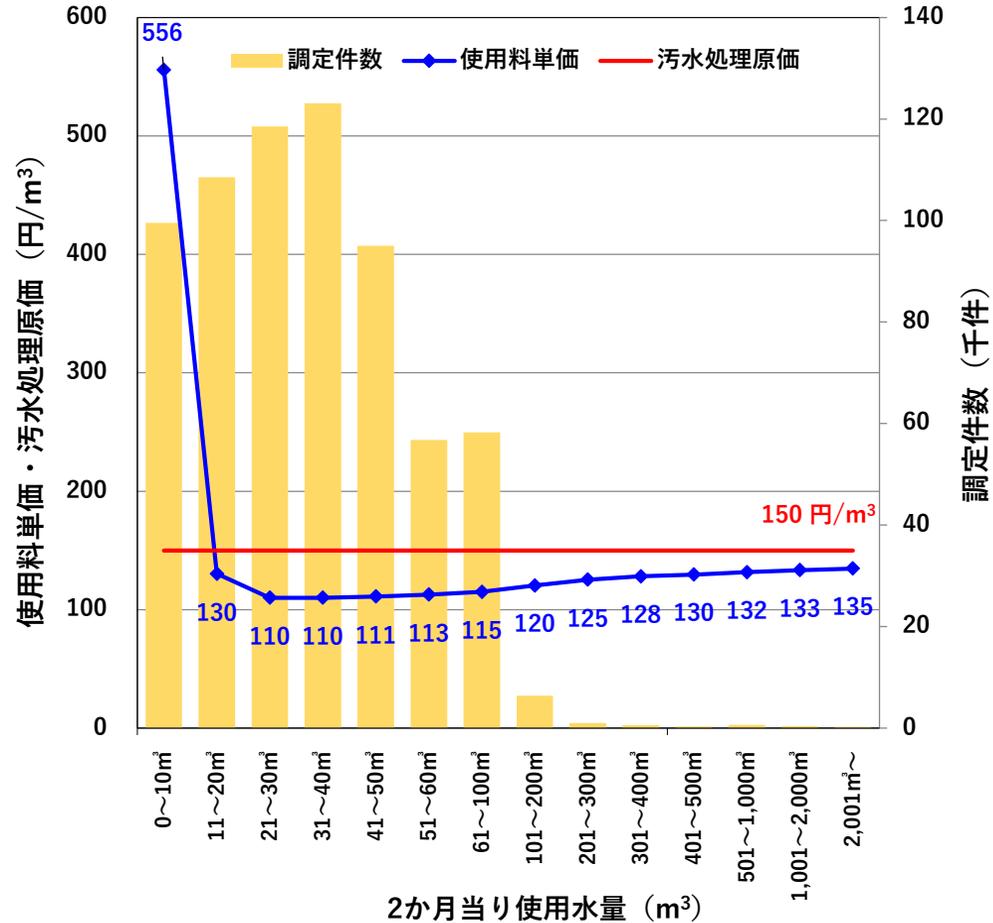
水量区分別の使用料単価と汚水処理原価の比較



⇒使用料単価は全体的に上昇しているが、21~30m³の水量区分の単価は低いままとなっている。また、101m³以上の単価が高くなっている。

【改定案】 B

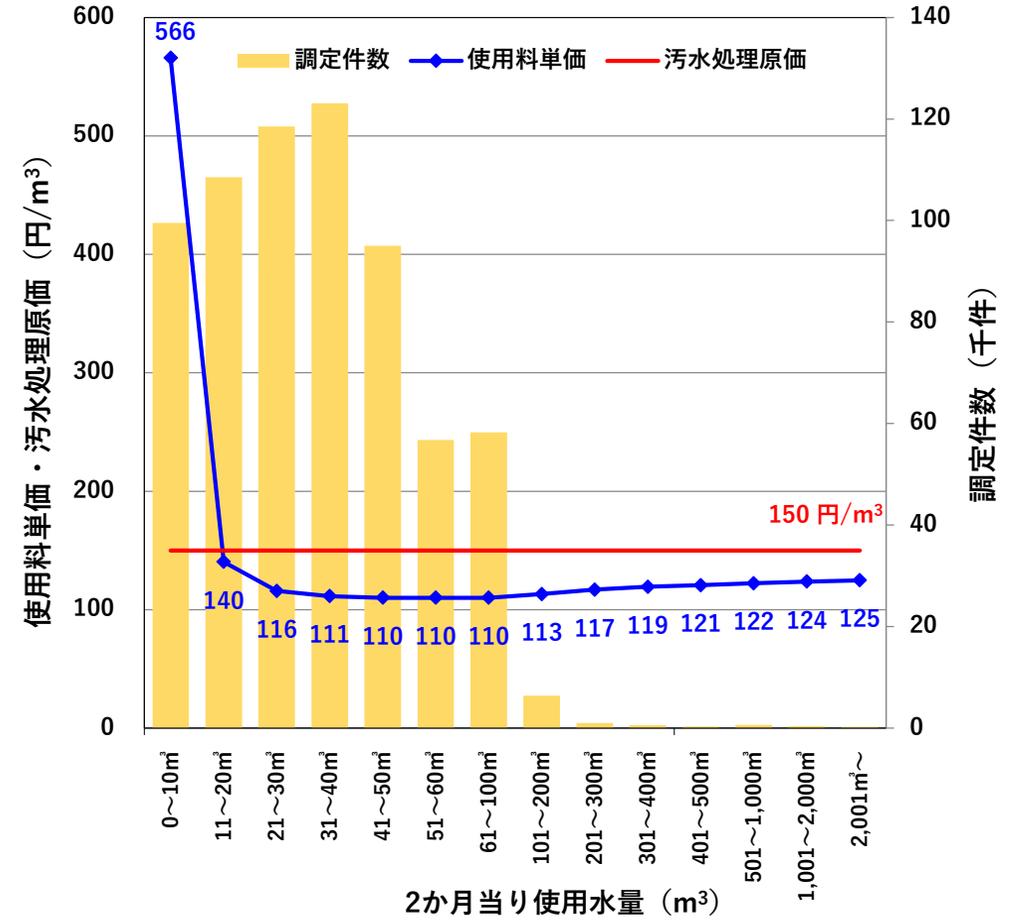
水量区分別の使用料単価と汚水処理原価の比較



⇒21~30m³の単価が上昇し31~40m³、41~50m³と同程度となっている。それ以降の水量区分の単価は緩やかに上昇している。

【改定案】 C

水量区分別の使用料単価と汚水処理原価の比較



⇒21~30m³の単価が上昇し31~40m³の単価よりも高くなっているが、101m³以上の単価は抑えられている。